

改正 土壌汚染対策法



場内の土壌汚染リスクを把握することで
新築・改修工事等の計画に役立ちます。
土壌汚染調査の専門家にお任せください。

次のような場合には、工事着手前に
土壌汚染調査が必要となる場合があります、
規制が強化されています。

- 事業拡大のため建物を増築・新築しよう
- 老朽化のため建て替えしよう
- 移転のために更地にして売却しよう

(規制強化の概要)

2019年4月に土壌汚染対策法が改正施行され、法第3条第1項のただし書きの確認を受けた土地及び有害物質使用特定施設を設置している事業場・工場の土地の形質変更について、**900 m²**(約270坪)以上の場合は法律の規制を受け、都道府県知事への届け出が必要となりました。

調査義務一時免除中の土地の形質変更時の届出、
調査命令(法第3条第7項、第8項)

法第3条第1項のただし書きの確認を受けた土地
<改正前>2019年3月末まで

- ・調査義務の一時的免除
- ・**3,000 m²**以上の土地の形質変更で届出が必要



<改正後>2019年4月1日より

- ・**900 m²**以上の土地の形質変更で届出が必要
- ・届出範囲で必ず土壌汚染状況調査の命令
- ・特定施設が設置されていた土地を全く含まない土地の形質変更でも、調査命令が出ます

有害物質使用特定施設を設置している工場・事業
場の土地の形質変更届出(法第4条第1項)

<改正前>2019年3月末まで

- ・**3,000 m²**以上の土地の形質変更で届出が必要



<改正後>2019年4月1日より

- ・**900 m²**以上の土地の形質変更で届出が必要
- ・届出は形質変更を行う30日前までに行うこと
- ・土壌汚染のおそれがあると判断された場合、調査命令が出ます。

(調査命令が出るものと認識頂いた方が、
安全だと思います)

※1：形質変更とは、50cm以上の深さで土地の掘削があるもの。1か所、1部分でも50cmを超えると該当する。
アスファルト舗装の場合等もアスファルトの地表面から50cm以上掘削する場合は該当する。
解体工事の基礎撤去の場合、基礎が50cm以上埋設されていれば該当する。

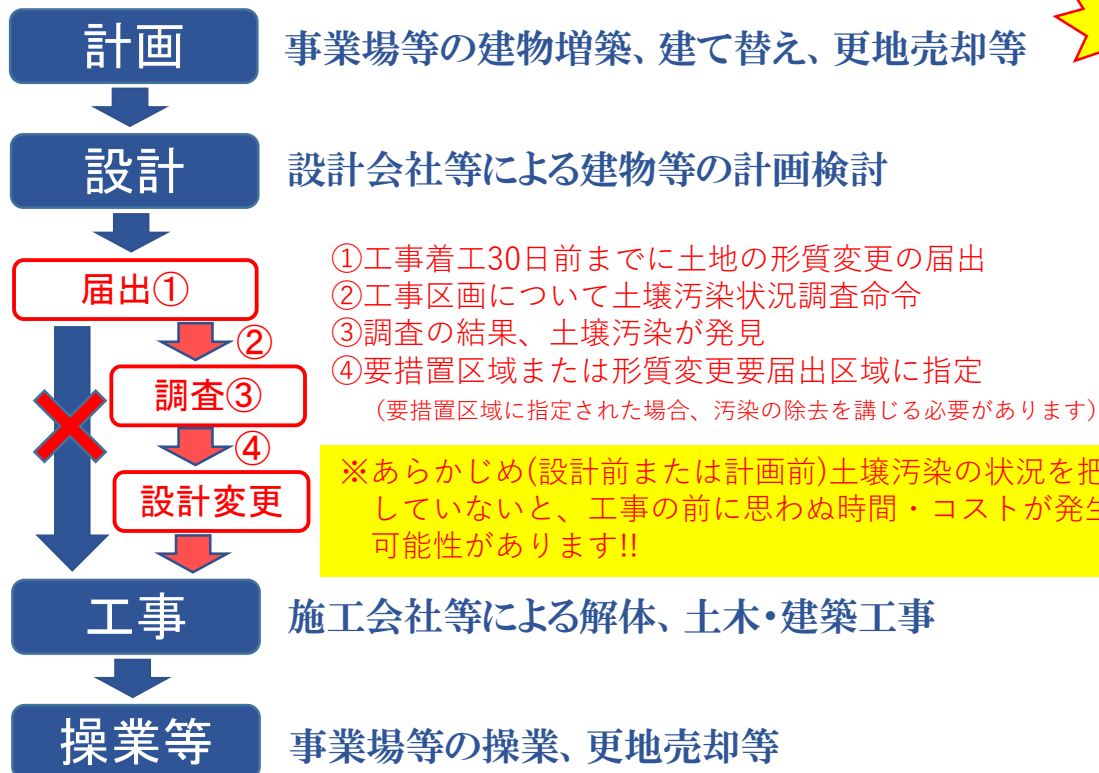
※2：掘削と盛土の合計面積が900 m²を超える場合が該当する。



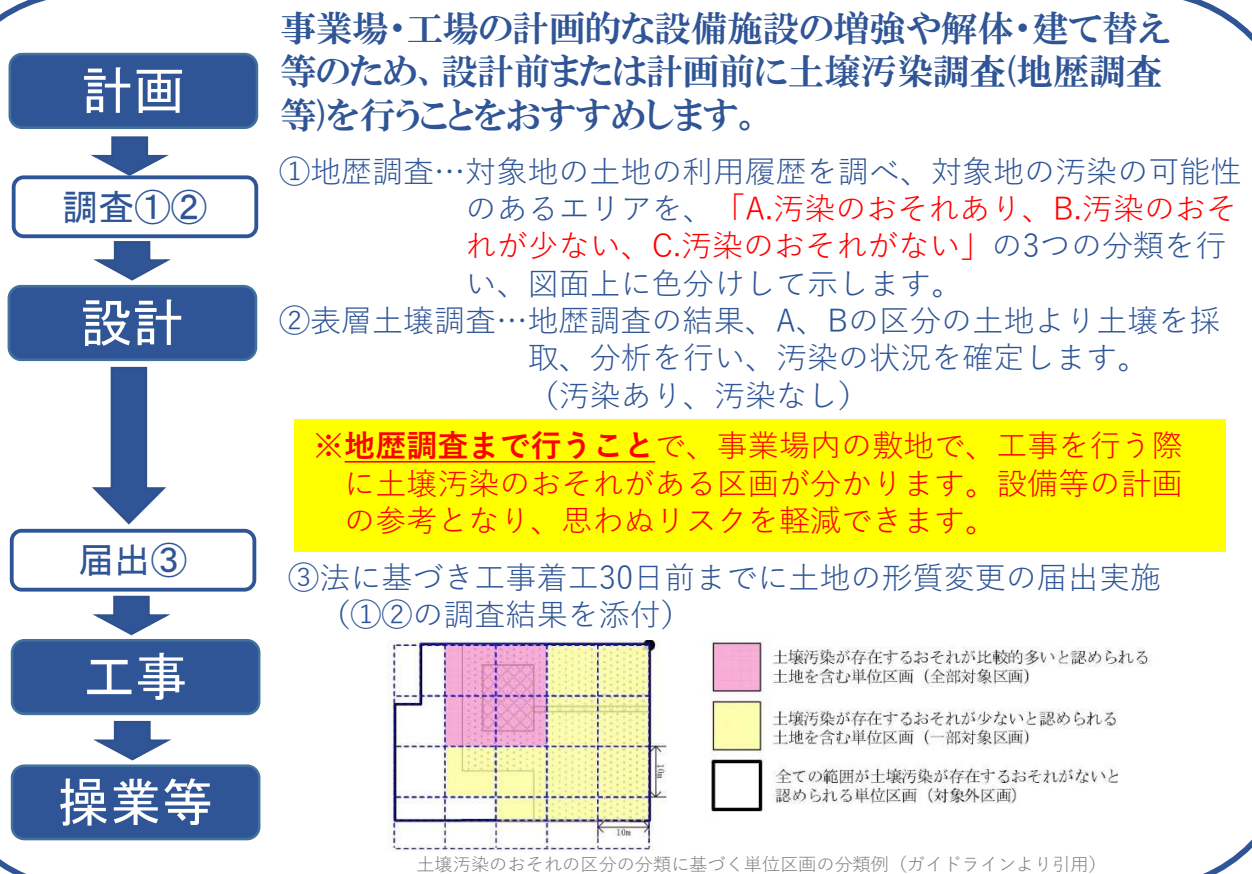
よりよい環境を創造する
株式会社サンキョウ - エンビックス
環境省指定調査機関(環2020-6-1001) 担当 蕪木

〒700-0954 岡山県岡山市南区米倉66番地2
TEL 086-242-1035 FAX 086-242-1036
URL <https://www.sankyo-ltd.co.jp/>
メール kaburagi@sankyo-ltd.co.jp

計画の進め方を誤ると…



リスク回避のため… 土壤汚染対策法に基づき、環境大臣が指定する指定調査機関にご相談ください。



※お電話での受付は平日の9:00~16:00になります。



よりよい環境を創造する
株式会社サンキョウ・エンビックス
環境省指定調査機関(環2020-6-1001) 担当 蕪木

〒700-0954 岡山県岡山市南区米倉66番地2
TEL 086-242-1035 FAX 086-242-1036
URL <https://www.sankyo-ltd.co.jp/>
メール kaburagi@sankyo-ltd.co.jp